

沖縄中南部地域森林計画変更計画書

計画期間 [自 令和3年4月 1日
至 令和13年3月31日]

(変更 令和3年12月)

沖 縄 県

変更する理由

令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」に基づき「全国森林計画」が変更されたため、それに伴い当該森林計画を変更する必要がある。

また、台風等の災害により保安林等が被災し、それらを緊急に復旧するため、治山事業の計画を見直す必要がある。そのため、保安林整備及び治山事業に関する計画の実施すべき治山事業の数量を変更する。(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項に基づく変更)

なお、本計画の変更の効力は令和4年4月1日より生じる。

変更の内容

現行計画において、下表の下線で示した項目の内容について変更する。

現 行 計 画	変 更 計 画
<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 森林の整備及び保全の目標</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>(2) 天然更新に関する指針</p> <p>(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方針に関する指針</p>	<p>II 計画事項</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) <u>森林の整備及び保全の目標</u></p> <p>(2) <u>森林の整備及び保全の基本方針</u></p> <p>第3 森林の整備に関する事項</p> <p>1 森林の立木竹の伐採に関する事項 (間伐に関する事項を除く。)</p> <p>(1) <u>立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針</u></p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>(1) <u>人工造林に関する指針</u></p> <p>(2) <u>天然更新に関する指針</u></p> <p>(3) <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</u></p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>(2) <u>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方針に関する指針</u></p>

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

2 保安施設に関する事項

- (3) 治山事業の実施に関する方針

第6 計画量等

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- (5) 林産物の搬出方法等

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

2 保安施設に関する事項

- (3) 治山事業の実施に関する方針

第6 計画量等

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

目次

はじめに

1 森林の果たす役割	1
2 森林・林業・木材産業とSDGs	1
3 森林計画制度について	1
4 森林の管理・育成の取組方向	1

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
2 その他必要な事項	4
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
2 造林に関する事項	4
3 間伐及び保育に関する事項	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	6
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	7
2 保安施設に関する事項	7
3 鳥獣害の防止に関する事項	8
4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	8
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	8
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	9
2 間伐面積（参考）	9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	9
4 林道の開設及び拡張に関する計画	9
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	9

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	---10
第7 その他必要な事項	-----10

はじめに

1 森林の果たす役割

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

2 森林・林業・木材産業とSDGs

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

3 森林計画制度について

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

4 森林の管理・育成の取組方向

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、地域の特性および森林資源の状況、並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、森林を、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分することとします。

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、保安林精度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害の対策などの森林の保護等に関する取組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮することとします。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及びGISの効果的な活用を図ることとします。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりです。

表3 森林の有する機能に応じた望ましい姿

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

表4 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な下刈・間伐等の保育を行い、下層植生や樹木の根を発達させる施策を推進するとともに、裸地の発生に伴う伐採については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能/土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地妨害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に親密な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な下刈・間伐等の保育を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じた樹種の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、将来にわたって生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の育成に適した森林で、効率的な森林施策が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、下刈・間伐等の保育を推進することを基本とする。この場合、自然環境の保全に配慮するとともに、施策の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

※ただし、森林の区分については、自然的社会的条件からみた個々の森林の利用についての実態、機能の発揮に対する要請、位置関係から見た一体的な森林整備の観点等から判断し、市町村森林整備計画において定めることとする。

- (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

2 その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように務めることとします。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で計画や施工を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められます。

ア～ウ

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2)～(3)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨とし、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、リュウキュウマツ、イヌマキ等の針葉樹及びデイゴ、センダン等の広葉樹を主体に定めるものとします。

また、特定苗木など成長に優れた苗木の確保に努めることとします。

イ～ウ

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により、適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、天然力によっては更新が期待できない森林とします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

(4) その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

3 間伐及び保育に関する事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から森林の機能評価区分等を参考に森林の一体性も踏まえつつ設定します。

また、この区域のうち林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件を勘案して、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとします。

イ 施業の方法に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。

また、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するなど効率的な森林施業への対応を踏まえた整備を推進することとします。

(2)～(4)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1)～(2)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、ICTを活用した生産管理手法の導入、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤や経営力の強化等を推進するなど、林業事業体の体質強化を図るものとします。

イ～ウ

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(4)～(6)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土その他土地の形質変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう充分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行います。

土地の形質の変更を行うに当たっては、法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとします。さらに、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得ることに配慮するものとします。

- (4) その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

2 保安施設に関する事項

- (1)～(2)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、計画事項の第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を防災・減災の考え方に立って実施することとします。

具体的には、保安林の整備、溪間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全など、治山事業（保安施設事業及び林野の保全に係る地すべり防止事業）の実施について計画的に推進することとし、計画量は「第6計画量等」の「5保安林整備及び治山事業に関する計画」とします。

なお、その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備について関係機関と連携した取組を推進することとします。

(4)～(5)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

3～4

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1～2

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	
総 数	95	67	
前半5か年の計画量	40	31	
市 町 村 別 内 訳	うるま市	8	8
	沖縄市	8	8
	読谷村	8	8
	嘉手納町	4	2
	北谷町	1	0
	北中城村	2	0
	中城村	2	1
	宜野湾市	1	0
	西原町	1	0
	浦添市	1	0
	那覇市	1	0
	豊見城市	1	0
	糸満市	1	0
	八重瀬町	1	0
	南城市	4	3
	与那原町	1	0
	南風原町	1	0
	久米島町	21	17
	渡嘉敷村	12	9
	座間味村	9	8
粟国村	1	0	
渡名喜村	1	0	
南大東村	4	3	
北大東村	1	0	

4 林道の開設及び拡張に関する計画

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1)～(2)

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
うるま市	勝連津堅	1	1	森林整備	
うるま市	勝連比嘉	1		山腹工	
うるま市	与那城桃原	1		山腹工	
うるま市	与那城池味	1	1	森林整備	
うるま市	与那城上原	1	1	山腹工	
うるま市	具志川	1		森林整備	
読谷村	都屋	1		森林整備	
中城村	安里	1		溪間工	
中城村	奥間	1	1	溪間工、山腹工	
中城村	伊舎堂	1		溪間工	
中城村	津覇	1		森林整備・溪間工	
西原町	幸地	1	1	山腹工	
西原町	内間	1		山腹工	
与那原町	与那原	1		溪間工	
南城市	玉城垣花	1		山腹工	
南城市	佐敷伊原	1		山腹工	
南城市	知念安座真	1	1	溪間工、山腹工	
南城市	知念志喜屋	1	1	山腹工	
糸満市	名城	1	1	森林整備	
糸満市	喜屋武	1	1	森林整備	
糸満市	大度	1		森林整備	
久米島町	宇根	1		山腹工	
久米島町	比屋定	1		森林整備	
久米島町	真謝	1	1	森林整備	
久米島町	謝名堂	1		森林整備	
久米島町	大原	1	1	森林整備	
久米島町	北原	1	1	森林整備	
渡嘉敷村	渡嘉敷	1	1	山腹工	
座間味村	座間味	1	1	山腹工・溪間工	
南大東村	池の沢	1	1	森林整備	
南大東村	南	1	1	森林整備	
北大東	港	1		森林整備	
合計		32	16		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

第7 その他必要な事項

令和3年1月公表の沖縄中南部地域森林計画のとおり

沖縄中南部地域森林計画変更計画書

計画期間 令和3年4月1日～令和13年3月31日

令和3年12月 変更

発行 沖縄県農林水産部森林管理課

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 098-866-2295 FAX 089-868-0700
